

# 新型コロナウイルスにおける環境整備の考え方

患者が発生した際、高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等において、大がかりな消毒は不要とされています。ただし、ウイルスが環境中に長く残存する可能性があるため、以下の対応が推奨されています。

- 1 長時間の滞在が認められた場所においては、換気を行う
- 2 患者周囲の高頻度接触部位（ドアノブ、机、椅子の背、パソコン、電話）などは、アルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭での消毒の励行

## 施設における消毒について

施設の住所地を所管する保健所の指示により消毒を行ってください。  
消毒の実施主体は施設管理者（感染症法第27条）とされています。

## 消毒の方法・手順

**準備：** 消毒液（下記及び別紙参照）  
タオル（使い古しで良い）やペーパータオル  
使い捨て手袋、マスク、手指消毒用アルコール（あれば）、ゴミ袋

**消毒の範囲：** 患者さんがよく触った場所やモノ  
例：ドアノブ、スイッチ類、手すり、机、椅子の背、パソコン、電話等

## 消毒の手順

- 1 ゴミ袋を広げておく
- 2 室内に窓がある場合は換気のために解放する
- 3 マスク、使い捨て手袋を装着し、規定の濃度に消毒液を作る
- 4 タオルやペーパータオルを絞れる程度まで消毒液でぬらし、拭く  
(5 脱色・腐食の可能性があるものは、水拭きする)
- 6 マスク、使い捨て手袋を外し、ゴミ袋に廃棄
- 7 手指消毒を行う（ない場合は流水による手洗いを行う）
- 8 窓を閉める

## 消毒（0.05%の次亜塩素酸ナトリウム）の準備

